

●香川県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年1月29日から同年2月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 三木寒川線（279号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字井戸字高木 564番4地先から	前	10.8~26.1	121	交通安全施設整備事業による歩道整備
木田郡三木町大字井戸字熊田 1235番2地先まで	後	10.9~28.8	121	
木田郡三木町大字井戸字熊田 1288番1地先から	前	12.3~26.4	40	
木田郡三木町大字井戸字熊田 1288番6地先まで	後	12.3~29.8	40	